

平成29年度の財政運営検討W・Gの検討事項

資料3-1

項目	これまでの検討状況		平成29年度に検討すべき主な事項
	方向性	基準等	
保険料・税の区分	統一	・4市町の理解を得た上で、「保険料」	<ul style="list-style-type: none"> ・統一時期 ・経過措置期間
賦課方式	統一	・「3方式」を基本 (ただし、介護分は「2方式」も含め検討継続)	<ul style="list-style-type: none"> ・多子世帯及び単身世帯等被保険者への影響 (標準保険料率試算結果及び国における公費の取扱いの考え方を踏まえ、検討)
賦課割合	統一	<ul style="list-style-type: none"> ・3方式を採用した際の応益(均等・平等)分は、政令基準(国基準)の「7(35):3(15)」を基本 ・応能(所得)分は、全国平均と比較した所得水準に応じて按分した比率 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な激変緩和措置の取扱い(※府・市町村) (標準保険料率試算結果及び国における公費の取扱いの考え方を踏まえ、検討)
保険料率	統一	<ul style="list-style-type: none"> ・標準保険料率は、医療費水準の差が比較的小さいことを踏まえ、医療費水準を加味せず統一 ・標準保険料率で賄う経費は、事業費納付金対象経費と、事業費納付金対象外である各市町村独自保健事業等の実施経費 ・市町村が実際に定める保険料率も、原則「標準保険料率」と同率で統一 ただし、以下の例外あり <ul style="list-style-type: none"> ①財政安定化基金への償還財源確保のための保険料率上乗せは容認 ②累積赤字解消や保険料減免及び一般会計繰入解消による激変緩和等のための保険料率上乗せ・一般会計繰入れは容認【激変緩和措置期間中に限る】 ・後期分・介護分についても同様の考え方 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">6年以内の激変緩和措置期間を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府全体の共通公費の範囲の検討 (各市町村の過年度収納見込額など) ・被保険者への影響 (標準保険料率試算結果及び国における公費の取扱いの考え方を踏まえ、検討) ・医療費適正化等のインセンティブ (被保険者への還元方策など) (標準保険料率試算結果及び国における公費の取扱いの考え方を踏まえ、検討) ・具体的な激変緩和措置の取扱い(※府・市町村) (標準保険料率試算結果及び国における公費の取扱いの考え方を踏まえ、検討)
賦課限度額	統一	・政令基準(国基準)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な激変緩和措置の取扱い(※市町村) (標準保険料率試算結果及び国における公費の取扱いの考え方を踏まえ、検討)
保険料減免・軽減	統一	<ul style="list-style-type: none"> ・H30年度から、「災害」・「収入減少」・「拘留等」・「旧被扶養者」の4つの事由に基づく減免は「共通基準」とすることとし、低所得者やその他の事由に基づく減免については、引き続き検討 (激変緩和措置として、当面の間は従前の基準も可能) ・「共通基準」の財源は、標準保険料率(事業費納付金)で賄う (激変緩和措置にかかる財源は、各市町村の責任で一般会計繰入れ・保険料率への上乗せで対応) 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な共通基準の検討 (国の例示、過去の判例、標準保険料率試算結果等を踏まえ、検討) ・被保険者への影響(激変緩和措置) (標準保険料率試算結果及び国における公費の取扱いの考え方を踏まえ、検討)

※激変緩和措置については、府による措置と、市町村の責任による措置の2種類がある。

平成29年度の財政運営検討W・Gの検討事項

項目	これまでの検討状況		平成29年度に検討すべき主な事項
	方向性	基準等	
標準収納率	実収納率± α	・標準収納率は、各市町村の「実収納率」を基本に、規模別基準収納率との差に応じた諸条件(± α)を加味して設定	・具体的な標準収納率の設定 (標準保険料率試算結果及び国における公費の取扱いの考え方を踏まえ、検討)
目標収納率	実績+伸び率	・国が示す保険者努力支援制度の規模別全国平均収納率をベースに、各市町村の複数年における収納実績及び伸び率等を考慮して設定	・具体的な目標収納率の設定 ・府2号繰入金による評価指標の検討
財政安定化基金・特例基金		・「特別な事情」による収納不足時の交付基準については、以下を基本 ○極めて限定的な場合に限る(個々のケースごとに大阪府が判断) ○交付割合は収納不足額の2分の1 ○補填方法は当該市町村が行う(全市町村から意見聴取し、大阪府が判断)	・特例基金を活用した具体的な激変緩和措置の取扱い (標準保険料率試算結果及び国における公費の取扱いの考え方を踏まえ、検討)
解消・削減すべき赤字の範囲		・法定外一般会計繰入のうち、以下事由によるものは「解消・削減すべき赤字」として整理 ○「単年度決算補填のため」 ○「公債費・借入金利息に充てるため」 ○「保険料(税)の負担緩和を図るため」 ○「任意給付に充てるため」 ○「保険料(税)及び一部負担金の減免額に充てるため」 ○「市町村基金への積立のため」 ○「財政安定化基金の償還のため」 ・平成29年度以降における収支の赤字による繰上充用金の増加分についても、「解消・削減すべき赤字」と整理(平成28年度決算においてなお残る累積赤字については、引き続き市町村にて早期に解消する)	・法定外一般会計繰入に係る解消期間等の目標設定
市町村保有の基金		・予期せぬ収入減や支出増に備え、引き続き市町村で基金を保有 【基金への積立方法】 ○収納率の向上等による国保特別会計に余剰が発生した場合のみ 【基金への繰出方法】 ○保険料収納不足による事業費納付金への充当のため ○財政安定化基金への償還のため ○過去の累積赤字の解消のため ○「共通基準(事業費納付金で賄う)」を上回る保健事業等を実施するため ○「共通基準(事業費納付金で賄う)」を上回る保険料・一部負担金の減免を実施するため(※激変緩和期間中に限る) ○市町村が独自で実施する保険料の激変緩和措置のため	—

平成29年度の財政運営検討W・Gの検討事項

項目	これまでの検討状況		平成29年度に検討すべき主な事項
	方向性	基準等	
保険給付費等交付金		<p>【普通給付分】 国が示す経費のほか、府内共通基準に係る以下の経費を事業費納付金の対象経費として追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出産育児諸費 ○葬祭諸費 ○審査支払手数料 ○保健事業費(共通部分) ○保険料(税)及び一部負担金減免に要する費用(共通部分) ○医療費適正化等の対策費用等事務費(共通部分) 	<p>【特別給付分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者努力支援制度(都道府県分)の取扱い ・市町村の成績評価に応じて配分する府2号繰入金の評価基準 ・制度施行に係る経費の範囲及び激変緩和措置の財源規模等 (標準保険料率試算結果及び国における公費の取扱いの考え方を踏まえ、検討)
		<p>【特別給付分】 市町村に直接交付するものとして以下の公費を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別調整交付金(市町村分)のうち、保険料軽減分に係るもの ○特別調整交付金(市町村分)のうち、事業実施に係るもの (※経営努力分、システム改修分及び共通基準対象外に係るものに限る) ○府2号繰入金のうち、市町村の成績評価分、激変緩和分及び制度改革後の制度施行に係る経費分に係るもの 	